平成２７年（フ）第８７３号
埼玉県戸田市大字新曽880番地の２　グレース蔵前301号室、旧住所埼玉県戸田市上戸田４丁目10番20―210号　グリーンチャイルド戸田
債務者　鳥山　　靖
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１２号
埼玉県川口市川口６丁目２番１号　リアン川口501号
債務者　斉藤　珠恵
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１５号
さいたま市南区辻１丁目６番５―101号
債務者　泙野　直子（旧姓藤原・小川）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
埼玉県越谷市大字下間久里263番地
債務者　渡部　廣行
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
埼玉県三郷市高州２丁目230番地
債務者　田島幸太郎
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
埼玉県熊谷市上之901番地11
債務者　小林　美穂
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２７４号
相模原市緑区与瀬1222番地10
債務者　白須　　榮
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１６７号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番21―506号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２５号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目２番13号　ウエストコートⅡ―201
債務者　三田　直弘
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２７１号
札幌市中央区南12条西６丁目１番20―114号
債務者　村田　　諭
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８５号
札幌市東区本町１条３丁目７番35―403号
債務者　畠山　昭平
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３５号
札幌市西区西野２条８丁目２番１―417号
債務者　井手　浩之
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５４号
札幌市中央区北７条西12丁目13番地３　サニー北７条マンション606号
債務者　浅野紗也香
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６７号
札幌市北区北32条西７丁目２番15号　昭江ハイツ10号
債務者　小笠原正志
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８２号
北海道石狩市花川南１条２丁目287番地
債務者　泉　　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０３号
札幌市南区澄川２条４丁目12番13―105号
債務者　梶谷　亜希
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４３号
札幌市東区北19条東18丁目１番６号　アップルハウス北19条Ⅱ205号
債務者　神保　智之
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部